

報道発表

令和4年2月25日
財務省

財政融資金預託金利（令和4年3月1日以降適用）

約定期間	利 率
1ヶ月以上 3ヶ月未満	0.001%
3ヶ月以上 6ヶ月未満	0.001%
6ヶ月以上 1年未満	0.002%
1年以上 2年未満	0.002%
2年以上 3年未満	0.006%
3年以上 4年未満	0.008%
4年以上 5年未満	0.01%
5年以上 6年未満	0.04%
6年以上 7年未満	0.05%
7年以上 8年未満	0.07%
8年以上 9年未満	0.1%
9年以上 10年未満	0.1%
10年以上 11年未満	0.2%
11年以上 12年未満	0.2%
12年以上 13年未満	0.3%
13年以上 14年未満	0.3%
14年以上 15年未満	0.4%
15年以上 16年未満	0.4%
16年以上 17年未満	0.5%
17年以上 18年未満	0.5%
18年以上 19年未満	0.6%
19年以上 20年未満	0.6%
20年以上 21年未満	0.6%
21年以上 22年未満	0.6%
22年以上 23年未満	0.7%
23年以上 24年未満	0.7%
24年以上 25年未満	0.7%
25年以上 26年未満	0.7%
26年以上 27年未満	0.8%
27年以上 28年未満	0.8%
28年以上 29年未満	0.8%
29年以上 30年未満	0.8%
30年以上 31年未満	0.8%
31年以上 32年未満	0.8%
32年以上 33年未満	0.8%
33年以上 34年未満	0.8%
34年以上 35年未満	0.8%
35年以上 36年未満	0.8%
36年以上 37年未満	0.8%
37年以上 38年未満	0.8%
38年以上 39年未満	0.8%
39年以上 40年未満	0.9%
40年以上	0.9%

(注)財政融資金法第七条第四項の規定により付する利子の利率（期限前払戻金利）は、財政融資金預託金が預託された時において法第七条第三項の規定により約定期間に応じ財務大臣が定めた利率（預託金利）のうち当該預託金の約定期間に応じて定められたものと当該預託金が預託されていた期間に相当する約定期間に応じて定められたもののいずれか低い利率から年0.100パーセントを控除した利率を上限として、国債の利回りに基づき算出する割引率表により求められる当該預託金の期限前の払戻しを行う日における現在価値に相当する金額を払い戻すこととした場合における当該払戻しを行う日までの期間に応じた利率に即して財務大臣が定める利率とする。ただし、年0.001パーセントを下回る場合には0.001パーセントとする。

連絡・問い合わせ先 財務省理財局財政投融資総括課財務取引係
電話、代表 03(3581)4111 内線5253
財務省ホームページ <https://www.mof.go.jp>